

# 特定非営利活動法人

## 日進小学童保育の会 定款（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日進小学童保育の会という。

（事務所の所在地）

第2条 この法人は、事務所を さいたま市北区日進町2丁目869番地 におく。

（目的）

第3条 この法人は、会員の協働による運営のもと、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによって、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- （1） 子どもの健全育成を図る活動
- （2） まちづくりの推進を図る活動
- （3） 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

（事業の種類および事業に関する事項）

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- （1） 社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業としての学童保育の経営に関する事業

### 第2章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- （1） 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- （2） 賛助会員 この法人の目的に賛同しこの法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

（入会）

第7条 入会手続きを次のように定める。

- 2 第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条に定める活動および第5条に定める事業に協力しようとして、この法人の会員になろうとするものは、別に定め

る入会申込書を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、入会申込者の入会を認めるときは、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

4 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書類をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、別に総会で定める年会費を毎年納入しなければならない。ただし会員のうち父母会員を兼ねるものは保育料等をもって年会費とみなし、その他のものは理事会が定める額を徴収する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 死亡または失踪宣告を受けたとき

(2) 正会員である団体が消滅または破産したとき

(3) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員がこの法人を退会しようとするものは、退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

(除名)

第11条 除名手続きを次のように定める。

2 この法人は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の過半数の同意によって会員を除名することができる。

(1) 法令、この法人の定款に違反したとき

(2) この法人の信用を失わせる行為、またはこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき

3 前項の場合において、この法人は、総会の開催日の5日前までに、除名しようとする会員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 この法人は、除名の決議があったときは、除名した会員にその理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(会費などの不返還)

第12条 この法人は、会員がすでに納入した会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

### 第3章 役員など

(役員)

第13条 役員について以下に定める。

2 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人または2人

- 3 理事のうち1人を理事長とする。
- 4 理事のうち1人を副理事長とする。
- 5 理事のうち1人を事務局長とする。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員を選任)

第14条 役員を選任について以下に定める。

- 2 理事長、副理事長、事務局長、理事および監事は、総会において個人正会員のうちから選任する。
- 3 特に必要があると認められる場合は、理事にあつては当該事業年度の総数の5分の2以内の者を正会員以外の者のうちから選任することができる。

(役員職務)

第15条 役員職務について以下に定める。

- 2 理事は、理事会を構成し、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長は、理事会の決定に従ってこの法人の業務を処理し、この法人を代表する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときには、その職務を代行する。
- 5 事務局長は、事務局を代表し、法人の業務を執行する。
- 6 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) 毎年度半期に一度、財産の状況を監査すること
  - (3) 前号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときには、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期)

第16条 役員任期について以下に定める。

- 2 役員任期は、2年以内とする。ただし、再選を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員補欠として、又は増員により選任された役員任期は、他の役員残存任期と同一とする。

(役員補充)

第17条 役員のうち、当該事業年度の総数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員に職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき、心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において正会員総数の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。この場合、役員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

## 第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この法人の運営に関する最高議決機関であり、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更および廃止
- (3) 事業計画および収支予算の決定
- (4) 事業報告、収支決算の承認
- (5) 役員を選任および解任、職務
- (6) 会費の額
- (7) 合併
- (8) 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第22条 総会の開催について以下に定める。

2 通常総会は、毎事業年度終了の日から2カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当した場合に開催する。

- (1) 理事会において臨時総会の招集を議決したとき
- (2) 正会員総数の3分の2以上から、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集の請求があったとき
- (3) 第15条第6項第4号に基づき、監事が招集するとき

(招集)

第23条 総会の招集について以下に定める。

2 総会は、前条第3項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

3 前条第3項第2号の規定による請求があったときは、この請求のときから30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会を招集する場合は、会議の目的とする事項、日時および場所を示した書面を開催日の7日前までに、正会員に発し行うものとする。

(議長)

第24条 総会の議長は、総会に出席した個人正会員のうちから、そのつど選任する。

(総会の成立要件)

第25条 総会は、正会員（団体においてはその代表者）の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議決権)

第26条 総会議決権について以下に定める。

2 正会員は各一箇の議決権を有する。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員（団体においてはその代表者）は、当該事項について議決権を行使することはできない。

(総会の議決方法)

第27条 総会の議決方法について以下に定める。

2 総会の議決は、この定款に別に定めのあるもののほか、出席した正会員（団体においてはその代表者）の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 総会では、第23条第4項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員（団体においてはその代表者）の3分の2以上の合意があった場合は、このかぎりではない。

4 総会において議決する場合には、議長および前条第3項に規定する会員は、出席した正会員（団体においてはその代表者）の数に算入しない。

(議決権の書面による行使)

第28条 総会の議決権の書面による行使について以下に定める。

2 正会員（団体においてはその代表者）は、あらかじめ通知のあった事項について、書面または、代理人をもって議決権を行使することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により、議決権を行使する正会員（団体においてはその代表者）は、出席者とみなす。

(賛助会員の発言権)

第29条 賛助会員は、総会に出席して、議長の許可を得て発言することができる。ただし、正会員の代理人として総会に出席している場合をのぞき、議決権を有しない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長および総会において議事録署名人として選任された個人正会員2人がこれに署名押印するものとする。

(1) 開催の日時および場所

(2) 正会員の総数および出席正会員の数（書面表決者及び代理人にあってはその旨を付記すること）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第5章 理事会、事務局

(理事会の構成)

第31条 理事会の構成について以下に定める。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事会を構成する理事の3分の1以上が同意し、または監事が監事全員の同意を得て、理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から7日以内に、会議の目的とする事項、日時および場所を示した書面を發し理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

第32条 この定款に別に定めがあるもののほか次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この法人の業務の執行に関する事項
- (2) 事業計画書、収支予算書の作成
- (3) 総会の招集および総会に付議すべき事項
- (4) 借入金額の最高限度
- (5) 前各号の他、理事会で必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第33条 理事会の議決方法について以下に定める。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 理事会の議長は、理事会において、出席した理事のうちから選任する。
- 4 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 理事会においてこの法人と理事の関係について議決をする場合は、その理事は、理事会の議決に加わる権利を有しない。
- 6 理事会において議決する場合には、議長および前項に規定する理事は、出席した理事の数に算入しない。

(理事会議決権の書面による行使)

第34条 理事会議決権の書面による行使について以下に定める。

- 2 理事は、あらかじめ通知のあった事項について、書面をもって議決権を行使することができる。
- 3 第2項の規定により、議決権を行使する理事は、出席者とみなす。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長および理事会において選任された議事録署名人2人がこれに署名押印するものとする。

る。

- (1) 開催の日時および場所
- (2) 理事の総数および出席理事の数および氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項  
（事務局の構成）

第36条 事務局の構成について以下に定める。

- 2 事務局は、事務局長、および理事（若干名）をもって構成する。
- 3 事務局会議は、事務局長が招集する。  
（事務局の役割）

第37条 事務局は以下の役割を果たす。

- 2 総会・理事会で議決された事項の執行

## 第6章 資産および会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る会計  
（施設準備金）

第42条 この法人は、第5条第1項第1号の事業にあてることを目的とし、施設準備金を置く。

- 2 施設準備金を取り崩す場合は、総会の決議を経なければならない。  
（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わ

る。

(事業計画書および収支予算書)

第44条 事業計画書および収支予算書について以下に定める。

- 2 この法人の事業計画書および収支予算書は、理事会がこれを作成し、総会の議決を得なければならない。
- 3 当該総会は、理事会から提出された事業計画書および収支予算書の変更を議決できる。議決が行われた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画書および収支予算書を変更しなければならない。
- 4 事業年度中にやむを得ない事由が生じた場合には、総会の議決を経て事業計画書および予算の変更をすることができる。

(事業報告および決算)

第45条 事業報告書および収支計算書について以下に定める。

- 2 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書などの決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決および監事の監査を経た上、通常総会の議決を経なければならない。
- 3 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前事業年度の役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第46条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すこととする。ただし、一部または全部を施設準備金に繰り入れることができる。

## 第7章 定款の変更、解散など

(定款の変更)

第47条 定款の変更について以下に定める。

- 2 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。
- 3 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(解散)

第48条 解散について以下に定める。

- 2 この法人は、次の事由によって解散する。
  - (1) 総会の議決
  - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

3 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

4 第2項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

5 この法人が合併する場合は、総会において出席した総数の3分の2以上の議決を得、かつ所轄庁の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第49条 この法人が解散した場合の残余財産は、特定非営利活動促進法に掲げられている者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した者に帰属させるものとする。

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲示して行う。

## 第8章 雑則

第51条 この定款および各種細則の改訂は、総会の決議を経て定めるものとする。また、各種規定の制定、改訂については理事会の決議を経て定めるものとする。

## 附則

1 この定款は、法人として成立した日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、定款の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。その任期は定款の規定にかかわらず、成立の日から最初の事業報告・収支決算を決議する通常総会までとする。

理事長	小鷲 博之
副理事長	山田 誠
事務局長	飯星 友彦
理事	西岡 和之
理事	深沢 芳樹
理事	岡本 光司
理事	小澤 成昭
理事	田中 映子
理事	菅田 智津子
理事	荒井 学
監事	秋葉 英実

- 3 この法人の設立当初の事業年度は、定款の規定にかかわらず、法人成立日から平成20年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度における事業計画および収支予算は、定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。